

真岡市地域防災計画改訂(案)の概要

背景

年月	法令・計画等	概 要
平成25年6月	災害対策基本法の改正	・罹災証明書の発行の迅速化 ・被災者台帳の作成体制の整備 ・避難行動要支援者名簿の活用促進 ・地区防災計画の作成促進 ・ボランティアとの連携促進 ・安否情報の照会手続きの整備 ・民間事業者との協定締結促進 ・指定緊急避難場所、指定避難所の指定
平成25年6月	大規模災害からの復興に関する法律	・国の復興基本方針等に即した復興計画の作成など
平成25年6月	水防法の改正	・浸水想定区域内の要配慮者利用施設における自主的な避難計画の作成、及び訓練の実施など
平成25年8月	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針	・発災時等における避難行動要支援者名簿の活用ルール ・避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画、個別計画）の作成 ・避難のための情報伝達体制の強化
平成25年9月	原子力災害対策指針の改定	・緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）の修正 ・運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）に応じた防護措置を明記 ・PPAの範囲は検討中 ・PPAにおける防護措置の実施内容は必要に応じUPZに準じる ※：PPA（Plume Protection Planning Area）とは～ブルーム通過時の被ばくをさけるための防護措置を実施する地域の略称 UPZ（Urgent Protective Action Planning Zone）とは～緊急時防護措置を準備する区域の略称
平成26年10月	栃木県地域防災計画の修正	・「総論」の新設 ・「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」、「震災対策編」、「原子力災害対策編」等の修正
平成26年10月	土砂災害防止法の改正	・土砂災害に関する情報の収集、伝達体制の強化 ・土砂災害に関する防災訓練の実施
平成26年11月	防災基本計画の修正	・平成26年2月豪雪の教訓を踏まえた修正 ・放置車両及び立ち往生車両対策の強化

主な修正項目

災害対策基本法及び防災基本計画等の改正を踏まえた見直し

1 住民等の円滑かつ安全な避難の確保に関する事項

○現行計画では屋内・屋外等を問わず「避難場所」という1つの言葉を使用していたが、本改訂案では、切迫した災害の危険から逃れる避難を迅速かつ円滑にするための「緊急避難場所」、被災者が一定期間滞在する「避難所」、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のための「福祉避難所」のそれぞれの役割を明確化……………改訂案P62-63 新旧P8-9

○[新設] 避難行動要支援者の適切な避難誘導、安否確認の実施体制を強化するため「避難行動要支援者名簿」の整備及び情報の共有に関する事項を追加……………改訂案P38-40 新旧P3-4

2 被災者の避難生活や生活再建に対する支援策に関する事項

○[新設] 被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、一元的に情報を集約した被災者台帳の作成に関する事項を追加……………改訂案P148-149 新旧P22

○現行計画では、罹災証明書の発行に必要な実施体制の確保に関する記載がないため、「専門的な知識及び経験を有する職員の育成」や「他地方公共団体、民間団体との連携の推進」など、罹災証明書の迅速な発行に関する事項を記載……………改訂案P210 新旧P30

3 平素からの防災への取組の強化に関する事項

○[新設] 自助、共助による自発的な防災活動を促進するため、「地区防災計画」の作成に関する事項を追加……………改訂案P34 新旧P3

その他の法令等の改正を踏まえた見直し

1 土砂災害防止法の改正に伴う見直し

○[新設] 土砂災害警戒情報を活用した住民の避難訓練の実施に関する事項を追加……………改訂案P37 新旧P3

○現行計画では、土砂災害警戒区域内にある要配慮者関連施設への情報伝達方法に関する記載がないため、「電話、メール、FAX、広報車等を利用したそのときに最も迅速確実と考えられる手段」をもって行う旨を記載……………改訂案P54 新旧P8

2 原子力災害対策指針の改定に伴う見直し

○[一部新設] 緊急事態区分及び緊急時活動レベル(EAL:Emergency Action Level)に応じた、情報収集・連絡活動について記載……………改訂案P300 新旧P40

○[新設] 運用上の介入レベル(OIL:Operational Intervention Level)に応じた、避難・屋内退避、スクリーニング、摂取制限の基準と措置について記載……………改訂案P281-282 新旧P38

近年の災害対策の議論及び状況の変化を踏まえた見直し

○[新設] 「竜巻災害予防対策」の節を新設……………改訂案P55 新旧P8

○[新設] 「異常降雪予防対策」の節を新設……………改訂案P58 新旧P8

○[新設] 要配慮者、食物アレルギーのある者等にも配慮した備蓄品目の選定について記載……………改訂案P43 新旧P5

○[新設] 避難者の情報伝達手段を確保するため、避難所用の特設公衆電話を整備について記載……………改訂案P61 新旧P8